

## 非常時における臨時休業の措置に関する規程

- 1 気象警報発令の場合（京都・亀岡地域）
  - (1) 暴風警報・暴風雪警報の場合
    - ア 午前7時現在、暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合は家庭に待機する。
    - イ 午前11時現在、解除された場合は午後1時15分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
    - ウ 午前11時現在、解除されない場合は、臨時休業とする。
  - (2) 特別警報の場合
    - ア 午前7時現在、いずれかの特別警報が発表されている場合は家庭に待機する。
    - イ 午前11時現在、特別警報または何らかの警報が継続して発表されている場合は、臨時休業とする。
    - ウ 午前11時現在、特別警報およびすべての警報が解除された場合は、午後1時15分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
  - (3) 学校所在地または居住地に避難勧告・避難指示が発令された場合は、家庭に待機する。避難勧告・避難指示が解除された場合は、ウェブサイト等により別途連絡する。
  - (4) 居住地に警報、避難勧告・避難指示等が発令されていない場合でも、安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡をしたうえで家庭に待機する。
  - (5) その他、緊急の場合は、気象状況、公共交通状況等を踏まえ、適切な措置を講じる。
- 2 自然災害に伴う交通機関運休の場合
  - (1) 午前7時現在、阪急電車（京都線）またはJR（山科～高槻間）が運休の場合は家庭に待機する。
  - (2) 午前11時現在、阪急電車（京都線）、JR（山科～高槻間）ともに運行している場合は、午後1時15分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
  - (3) 午前11時現在、阪急電車（京都線）またはJR（山科～高槻間）が運休の場合は臨時休業とする。
  - (4) JR（嵯峨野線）が運休の場合、これを利用している生徒は家庭に待機する。
- 3 交通ストの場合
  - (1) 午前7時現在阪急電車、京都市バスのどちらかがストのときは第2限から授業を行う。
  - (2) 午前7時現在阪急電車、京都市バスともにストのときは家庭に待機する。
    - ア 午前11時までに阪急電車、京都市バスのどちらかが解除されたときは、午後1時15分からSHRを行い、第5時限目以降の授業を行う。
    - イ 午前11時現在阪急電車、京都市バスともにストのときは臨時休業とする。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月20日から施行する。